



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

宗教法人が行なうペット葬祭は収益事業

ペットと家族同然に接していらっしゃる方には、納得いかない判決かもしません。

今回は、宗教法人である原告が、死亡したペットの飼い主から依頼を受けて葬儀や供養等を行って、金員を受け取ったことに対し、課税庁から、その事業（以下「ペット葬祭業」という。）は法人税法第2条13号及び同法施行令5条1項各号所定の収益事業に当たるとして、法人税の決定処分及び無申告加算税賦課決定処分を受けて、争った事例をご紹介します（平成17年3月24日名古屋地裁・Z888-0975）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 原告の主張

- ① 宗教法人が受ける喜捨・布施・お札が外形的には読経等の行為に対する対価のように見受けられるとしても、僧侶の供養は、布施という宗教行為の内の法施といわれ、僧侶や寺院に対する財物の施しは布施のうちの財施に当たり、いずれも宗教行為そのものであり、相手の財施・法施とは無関係になされるものである上、これらは魂の救済を目的とし、利益の追求を目的とするものではないから、両者の間に対価性はない。したがって、ペット葬祭業は宗教的行為であって収益事業に当たらない。
- ② 布施の宗教的意義を度外視しても、家族を亡くしたのと同様な喪失感にさいなまれた飼い主は僧侶による供養によって喪失感を癒すもので、人の供養との間に差異はない。また、宗教法人の僧侶が民間のペット葬祭業者の依頼により業者の施設に赴いて供養する場合には課税対象となっていないことと比較すると、原告のペット葬祭業に課税することは、課税の公平原則に反する。
- ③ 針供養や人形供養の際に受け取る喜捨に対しては課税されず、僧侶が読経し、供養の対象が物である点でペット葬祭も同様であるにもかかわらず、後者が課税対象とされるのは不当である。
- ④ 「料金表」を設けたのは、ペット供養が一般化されるようになって年月が経っていないため、依頼する人がどの程度の布施をすればよいか困惑しないように一応の目安として設定したものにすぎない。

2. 裁判所の判断

以下のとおり、ペット葬祭業は、収益事業に該当し、課税処分は適法であると判断しました。

- ① 収益事業該当性の有無は、事業の展開の手法、収受される財貨の額が定まるに至る経緯、その額と給付行為の内容との対応関係、例外の許容性などの具体的諸事情を総合的に考慮し、一般事業者が行う類似事業と比較しつつ、社会通念に従って、その財貨移転が任意になされる性質のものか、一定の給付行為の内容に応じた債務の履行としてなされるものかを判断して決せられるべきものである。
- ② 原告が行う合同葬、一任葬及び立会葬は、いずれも、原告がペットの葬儀を執り行い、ペットの死体を焼却することを約し、他方、ペット供養希望者が「料金表」ないし「供養料」の表題が付された金額表に記載された金員を交付することを約しているのであるから、死体の焼却については請負契約、それ以外については準委任契約の成立要件を充足すると解される。
- ③ 税法上、「墳墓地」の意義は明定されていないが、墓地法2条4項で「死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう」と規定している死体・焼骨が人間のそれを指すことは疑う余地がないから、「墳墓地」も人間に限られると解される上、実質的にも、墳墓地が周辺住民の生活環境との関係で配慮が求められる一方、国民生活にとって必要な施設であることから、その永続性と非営利性を確保する必要性が高いのに対し、ペットの死体の処理については、現行法上特段の規制はなく、「廃棄物」として市町村が処理すべきもので、人の墳墓地と同様の公共性、公益性は見出し難い。
- ④ 原告はペット葬祭業に関する塔婆、骨壺、袋、位牌、墓石等を交付し、これに対してあらかじめ定められた一定額の金員を受領しているのであるから、これらの行為は物品を有償かつ継続して販売しているものとして「物品販売業」に該当する。…………（税法データベース編集室 大高由美子）
◇以上の判決について詳細（全文・A4版26枚）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込）で頒布しますのでご一報ください。